

福祉サービス内容評価基準ガイドライン  
〈自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）版〉

## A－１ 利用者の尊重

### 1－（１） 利用者の尊重

A－１－（１）－① 入居に際して、ホームでの生活や約束ごとを説明し、子どもたちがよく理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮している。

#### 【判断基準】

- a) 入居に際して、ホームでの生活や約束ごとを説明し、子どもたちがよく理解したうえで、自らの意思によって入居申し込みができるよう十分に配慮している。
- b) 入居に際して、ホームでの生活や約束事を説明し、子どもたちが理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮しているが、十分ではない。
- c) 入居に際して、子どもたちが理解したうえで、自らの意思によって入居申込みができるよう配慮していない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 自立援助ホームは、義務教育を終了した子ども等の社会的自立を促進するための利用申込み制のホームです。入居申込みのときは、申込み者本人の意思が最も尊重されなければなりません。
- そのためには、入居前にホームでの生活状況や約束ごとなどが、十分に子どもに伝わっていることが重要です。
- ホームでの生活状況や約束ごとなどへの理解を深めるために、必要に応じて事前見学や体験入居等の取組が求められます。
- 本評価基準は、事前の説明や見学・体験入居等を通してよくホームを理解したうえで、子どもが自らの意思によって、都道府県知事（指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。この場合、児童自立生活支援事業者は入居を希望する子どもからの依頼を受けて、この子どもに代わって都道府県に申込書の提出を行うことができる）に入居申込みができるような取組について評価します。

#### 評価の着眼点

- ☐ 入居の際に、ホームでの生活状況や約束ごとを十分に説明している。
- ☐ 説明だけでなく事前見学や体験入居等の機会を設け、子どもたちがホームでの生活状況等を深く理解したうえで入居申込みができるよう配慮している。
- ☐ 子ども自身の自己決定権を尊重している。

A-1-(1)-② 入居に際しての約束は、子どもの自立心を育むための目的と内容で行われている。

**【判断基準】**

- a) 入居に際しての約束は、子どもの自立心を育むための目的と内容で適切かつ十分に行われている。
- b) 入居に際しての約束は、子どもの自立心を育むための目的と内容で行われているが、十分ではない。
- c) 入居に際して、約束を交わしていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 子どもが社会人となり、働くようになると、雇用契約、賃貸契約など様々な契約を結んでいくことになります。契約は約束であるという意味で、ホームとの約束は、今後の社会生活における契約を子どもたちが学ぶ一環と捉えるとよいでしょう。
- ホームでの生活について交わす約束は、約束を交わした相互がその約束を守ることが前提です。しかし、この約束の目的はあくまでも「入居時の初心を忘れず自立心を育むため」であり、約束が守れなかったらといって、子どもにペナルティーを科すことがないように注意する必要があります。この約束は、書面にこだわる必要はありません。口頭で取り組んでいる場合についても評価の対象とします。
- 初心を忘れないことは、子どもばかりでなく職員にとっても重要な視点です。約束とは、あくまでも相互関係の上に成り立つものであり、子どもだけに約束を守る責任を押しつけることのないよう注意する必要があります。

**評価の着眼点**

- ホームでの生活についての約束は、形式にこだわらず、子どもが十分に理解し納得した上で交わしている。
- 入居後においても、適時子どもと約束の内容について確認している。
- この約束は「子どもの自立心を育むため」のものであり、約束を守れなかった時にペナルティーを科すような内容としていない。

A－１－（１）－③ ホームの行う援助を説明し、子どもが援助内容を決定するプロセスに主体的に参加できるようにしている。

**【判断基準】**

- a) ホームの行う援助を説明し、子どもが援助内容を決定するプロセスに主体的に参加できるようにしている。
- b) ホームの行う援助を説明しているが、子どもが援助内容を決定するプロセスに主体的に参加できるようにしているが、十分ではない。
- c) ホームの行う援助内容について説明していない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 子どもに対する適切な情報提供や説明は、子どもの知る権利を守ることであり、主体性のある「力」（エンパワメント）を高めることにつながります。
- あわせて、情報提供は子どもの意見表明や自己決定の前提となるものであることから提供する情報の内容や、その方法にも十分な配慮が求められます。
- 本評価基準は、ホームの行う援助について子ども自身が選択する力を身につけ、自己確立を図るという基本的な考え方から十分な情報提供、説明が行われているかどうかについて具体的な取組を評価します。

**評価の着眼点**

- ☐ ホームの提供する援助内容・方法について事前に子どもに十分説明している。
- ☐ 子どもに必要な情報を提供し、子どもが主体的に選択できるようにしている。
- ☐ 子どもの発達段階や能力に応じて自己決定できる力量の形成に取り組んでいる。
- ☐ 子どもの自己決定の重要性について職員全員が十分認識している。

A－１－（１）－④ 職員との緊密な関係を通し子どもの自尊心が育まれるよう支援している。

【判断基準】

- a) 職員との緊密な関係を通し子どもの自尊心が育まれるよう具体的に支援している。
- b) 職員との緊密な関係を通し子どもの自尊心が育まれるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもの自尊心が育まれるよう支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもは、職員との緊密な関係を通して人間の尊厳を理解し、他人の権利を尊重できるようになります。そのためには、まず、自分自身の人格や権利が十分大切にされているという実感や経験を積むことが基本となります。
- そこで、職員は、子どもと個別的にふれあう時間を確保し、子どもからの信頼が得られるよう努める必要があります。こうした職員との信頼関係を通して、他人に対する基本的な信頼感を醸成することや、子ども間で生じたトラブルは可能な限り本人同士で解決することを支援する等、職員のていねいな関わりが重要となります。
- また、円滑な人間関係を育てていくためにも、可能な限り同・異年齢交流の機会等を設け、多くの人たちとのふれあいを通じて、人格の尊厳や自他の権利を尊重できる人間性を養えるよう援助することが必要です。

評価の着眼点

- 基本的な信頼感を獲得するなど良好な人間関係を築くために、職員と子どもとが個別的にふれあう時間を確保している。
- 職員は、子どもから信頼感を持たれるよう、子どもの抱えているさまざまな問題・課題を含めて子どもを理解するよう意識的に努力している。
- 喧嘩など子どもの間でトラブルが生じた時、基本的には子ども同士で関係を修復できるよう支援している。
- 三つ（上との関係、同年齢との関係、下との関係）の人間関係を日常的に経験できる生活環境を用意するなど、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重できる人間性を育成するよう努めている。

A-1-(1)-⑤ 本人に出生や生い立ち、家族の状況等を伝える場合には、本人が理解できるように配慮している。

**【判断基準】**

- a) 本人に出生や生い立ち、家族の状況等を伝える場合には、本人が理解できるよう十分配慮をしている。
- b) 本人に出生や生い立ち、家族の状況等を伝える場合には、本人が理解できるように配慮しているが、十分ではない。
- c) 本人に出生や生い立ち、家族の状況等を伝えることが必要な場合でも、伝えていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 本評価基準は、ホームにおける、本人に出生や家族の状況等に関する情報提供やその整理等の対応について評価します。
- 子どもは、自分自身の出生の状況や生い立ち、家族の現状について知る権利があります。また、そうした自身の「過去」に関する情報が整理できていないと、子どもは自分自身の現状を肯定し、肯定的な将来展望を持つことが極めて困難となります。
- 職員は、こうした認識に基づいたうえで、子どもにとって心理的な苦痛をもたらすような情報でもそれを子どもに伝え、整理できるよう援助する必要があります。
- 子どもの知りたいという気持ちを尊重しつつ、理解力や発達状況への配慮、伝える内容やタイミング等は慎重な検討が必要であり、また、職員の子どもへの深い洞察力が求められます。
- また、親をはじめとする家族情報の中には、親等が子どもに知られたくない内容があることもあります。こうした場合は、児童相談所等との連携により、できる限り子どもに伝えられるよう調整する必要があります。

**評価の着眼点**

- 可能な限り事実を伝えようと努めている。
- 事実を伝える場合は、子どもの理解力や心理状況等を考慮し、丁寧に対応している。
- 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。
- 子どもが自分自身や家族のことを知ることで強い心理的苦痛を持つ場合があることを十分に認識し、子どもがその情報を整理できるよう、十分なケアを提供している。

A-1-(1)-⑥ 体罰を行わないよう徹底している。

【判断基準】

- a) 体罰を行わないよう徹底している。
- b) -
- c) 体罰を行わないための取組が十分ではない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- いかなる場合も体罰や子どもの人格を辱めるような行為は許されるものではありません。
- 本評価基準は、ホームにおける体罰を行わないための取組について評価します。
- 職員研修等を通じて、体罰を行わないことへの意識を高めるほか、日頃から体罰の起こりやすい状況や場面について検証するとともに、体罰を必要としない養育・援助のあり方の習得を図る等の取組が求められます。
- また、体罰があった場合を想定し、管理者が職員・子ども双方にその原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みを整備することも必要となります。

評価の着眼点

- ☐ 体罰の禁止を職員に徹底するため、日常的に会議等で体罰を取りあげ、行われていないことを確認している。
- ☐ 「就業規則」等の規程に体罰の禁止を明記している。
- ☐ 職員による体罰の禁止について、子どもや保護者に周知している。
- ☐ 具体的な例を示して体罰を禁止している。
- ☐ 体罰の起こりやすい状況や場面について、研修や話しあいを行い、体罰を伴わない援助方法等を習得できるようにしている。
- ☐ 体罰があった場合を想定し、管理者が職員・子ども双方にその原因や体罰の方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがつくられている。
- ☐ 自傷行為や他者への加害行為を阻止するための方法について検討し、適切に対応している。

A-1-(1)-⑦ 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 不適切な関わりの防止と早期発見に具体的にに取り組んでいる。
- b) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 体罰はもとより、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅し等の心理的虐待、セクシャルハラスメント等、不適切な関わりは絶対に許されるものではありません。
- ホームは、日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切な関わりに関する認識を深め、その防止について対策を講じておかねばなりません。
- 本評価基準は、ホームにおける不適切な関わりの防止・早期発見にむけた具体的な取組について評価します。

評価の着眼点

- 研修などを通し、言葉による暴力や人格的辱め、無視・脅し等の心理的虐待、セクシャルハラスメント等不適切な関わりが子どもにどのような心理的ダメージを与えるかを職員が十分に認識できるよう取り組み、その防止を職員に徹底している。
- 不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、子どもに周知している。
- 職員の不適切な関わりがあった場合、子どもが内外に報告できる仕組みが整っている。
- 不適切な関わりに迅速に対応できるよう、子どもからの訴えやサインを見逃さないよう留意している。
- 不適切な関わりの防止を徹底するため、日常的に会議等で取りあげ、行われていないことを確認している。
- 不適切な関わりの起こりやすい状況や場面について、研修や話しあいを行い、これによらない援助のあり方を習得できるようにしている。
- 不適切な関わりの防止の視点から、職員体制（配置や担当の見直し等）を検討している。
- 不適切な関わりの防止の視点から、密室・死角等の建物構造の点検と改善を行っている。
- 不適切な関わりを発見した場合は記録し、必ず管理者等に報告することが明文化されている。
- 不適切な関わりがあった場合を想定し、管理者が職員・子ども双方にその原因や方法・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行うような仕組みがつけられている。
- なお、平成 20 年児童福祉法改正において、被措置児童等虐待の規定が盛り込まれました。自立援助ホームについては、対象事業者に含まれていませんが、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（平成 21 年 3 月 31 日 雇児福発 0331002・障障発 0331009 各都道府県知事・各指定都市市長・各児童相談所設置市市長・各民生主管部（局）長宛 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長・社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課長連名通知）において、対象事業

者の対応に準じ、今回の制度化の考え方を踏まえた対応をするものとされています。

A－1－（１）－⑧ 子どもや保護者の思想や信教の自由は、他の子どもや保護者の権利を妨げない範囲で保障している。

**【判断基準】**

- a) 子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。
- b) —
- c) 子どもや保護者の思想や信教の自由を尊重していない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 子どもの思想・信教の自由は、最大限に配慮し、保障することが大切です。
- 児童の権利に関する条約は、子どもの「思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利」を尊重しており、心の自由は個人の尊厳と基本的人権の尊重という理念の確立という視点から最も大切にされなければなりません。
- 本評価基準は、それぞれの子どもや保護者の思想や信教の自由を保障するためのホームの取組を評価します。

**評価の着眼点**

- ホームにおいて宗教活動を強要していない。
- 子どもと保護者の個別的な宗教活動は尊重している。
- 子どもや保護者の宗教活動において、他の子どもや保護者の権利を妨げないよう配慮している。
- 保護者の宗教活動によってその子どもの権利が損なわれないよう配慮している。

## A－2 日常生活支援サービス

### 2－（１） 援助の基本

#### A－2－（１）－① 子どもと職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを行っている。

##### 【判断基準】

- a) 子どもと職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを積極的に行っている。
- b) 子どもと職員の信頼関係を構築するために、受容的・支持的な関わりを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと職員の信頼関係構築を意図した、受容的・支持的な関わりを行っていない。

##### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 子ども一人ひとりが抱える課題は個別的かつ多様であり、解決までに時間がかかるものも少なくありません。
- ホームにおける援助は、子どもの基本的信頼感を構築することが不可欠であり、そのためには、職員の高い専門性に基づく受容的・支持的関わりや深い洞察力による課題把握と対応が求められることになります。

##### 評価の着眼点

- ☐ 子どもに対する受容的・支持的関わりを心がけている。
- ☐ 子どもの視点に立って、個々の子どもの気持ちを汲み取っている。
- ☐ 職員と子どもが個別的に関わりを持つ時間を確保している。
- ☐ 小集団での養育が行われている。
- ☐ 子どもが相談しやすいような働きかけを意識的に行っている。

A－2－（１）－②　子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの発達段階や課題に考慮した援助を常に行っている。
- b) 子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの発達段階や課題に考慮した援助を行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 援助にあたっては発達段階や課題に対する正しい理解のもと、子どもの個別性に十分配慮した関わりが求められます。
- 本評価基準は、子どもと職員との間での信頼関係の構築に向けた関わりや、子どもの発達段階や課題に考慮した援助について評価します。

評価の着眼点

- 子どもに問題行動等があった場合、単にその行為を取りあげて制限するのではなく、背景にある心理的な問題の理解に努めている。
- 子どもの生活を束縛するような管理や操作をしていない。

A-2-(1)-③ あらゆる社会資源と連携しながら、子どもの自立を支援するためソーシャルワークを行っている。

**【判断基準】**

- a) あらゆる社会資源と連携しながら、子どもの自立を支援するためソーシャルワークを適切に行っている。
- b) あらゆる社会資源と連携しながら、子どもの自立を支援するためのソーシャルワークを行っているが、十分ではない。
- c) 社会資源と連携した、子どもの自立を支援するためのソーシャルワークは行っていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 自立援助ホームは子どもの養育だけではなく、あらゆる社会資源（ハローワーク、就労先、職親、福祉事務所、障害者就労支援センター、病院、弁護士会、家庭裁判所、児童相談所等）と連携を図り、直接・間接的な援助をしながら、子どもの自立に向けて継続性を持って支援していく必要があります。
- そうした支援を効果的に行うためには、単に子どもの成長や変化を促すだけでなく、社会制度や社会資源を適切に活用するソーシャルワークの視点が必要となります。
- 本評価基準では、各ホームが子ども自身の問題を解決するだけでなく、必要に応じて様々な社会資源と連携しながら子どもの自立を支援していける体制や取組を評価します。

**評価の着眼点**

- ☐ 入居した後も継続したアセスメントを行い、必要に応じて関係諸機関と連携しながら子どもの自立を支援している。
- ☐ 支援計画（ケアプラン）を他機関との連携を基に作成している。
- ☐ 子どもに関係諸機関との連携の必要性を理解できるように説明し、子どもが納得したうえで連携を取っている。
- ☐ 日ごろから関係諸機関との関係づくりを心がけている。

## 2－（2） 食生活

### A－2－（2）－① バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮している。

#### 【判断基準】

- a) バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう具体的に配慮している。
- b) バランスのとれた食事に配慮し、食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮しているが、十分ではない。
- c) 食卓が安心感を得ることのできる場所となるよう配慮していない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事は、子どもの成長の基本であることから、年齢等にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食生活習慣の確立、栄養・食教育、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。
- 従来、食事は子どもの身体づくりの面が重視されてきましたが、子どもの心を育てるうえでも重要な意味を持つことをあらためて認識する必要があります。
- そのため、栄養に配慮された食事をくつろいで楽しい雰囲気で食べることができるよう環境づくりを通して精神的・情緒的な安定と発達を促していく取組が求められます。
- 本評価基準は、食事をおいしく楽しく食べることができるよう工夫等のホームにおける取組について評価します。

#### 評価の着眼点

- ☐ 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれている。
- ☐ 温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。
- ☐ 職員や他の子どもと楽しく対話ができる場所となるよう工夫している。
- ☐ 陶器の食器等を使用したり盛りつけやテーブルの飾りつけを工夫するなど、食事を美味しく食べられるように工夫している。
- ☐ 子どもの個人差や子どもの体調、疾病、アレルギー等に配慮した食事を提供している。
- ☐ 好き嫌いをなくす工夫や偏食指導については、無理がないよう配慮している。
- ☐ 職員や他の子どもと楽しく会話できる環境を整えている。
- ☐ 職員が日常的に、調理技術の向上や献立の多様化に努めている。

A－２－（２）－② 子どもの生活時間に合わせた食事の時間を設定している。

【判断基準】

- a) 子どもの生活時間に合わせた食事の時間を設定している。
- b) －
- c) 子どもの生活時間に合わせた食事の時間を設定していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事の時間は、子どもの基本的生活習慣の確立につながるよう設定するとともに、食事に要する時間にも個人差に配慮して可能な限り幅とゆとりをもつ必要があります。
- また、学校や就労状況に応じた子どもの生活時間に配慮した対応が求められます。
- 本評価基準は、子どもの生活時間に合わせた食事の時間の設定の取組について評価します。

評価の着眼点

- 朝食、昼食、夕食それぞれの食事の時間が子どもの基本的生活習慣の確立につながるよう設定している。
- 学校や就労状況など子どもの生活時間に応じて、食事の時間以外の時間でも個別に対応している。
- 電子レンジや保温庫、保冷库等を用意し、食事の時間以外にもおいしく食べられるよう配慮している。
- 子どもが一人だけで食卓につくといったことがないよう配慮している。

## 2－（3） 衣生活

A－2－（3）－① 衣服は清潔で、TPOに応じたふさわしい服装となるよう助言している。

### 【判断基準】

- a) 衣服は清潔で、TPOに応じた服装となるよう助言している。
- b) －
- c) 衣服の清潔や服装について助言していない。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、衣服の清潔さや、通勤着、遊び着などの使いわけ、その時、その場所にふさわしいものが身に着けられるよう助言するホームの取組について評価します。

### 評価の着眼点

- 衣服は常に清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用するよう助言している。
- 年齢に応じて、TPOに応じた服装ができるよう助言している。
- 下着を毎日取り替えることや、汚れた時などの着替えについて助言している。

## 2－（４） 住生活

A－2－（４）－① ホーム全体は、生活の場としての安全性や快適さを配慮したものになっている。

### 【判断基準】

- a) ホーム全体は、生活の場としての安全性や快適さを十分配慮したものになっている。
- b) ホーム全体は、生活の場としての安全性や快適さを配慮しているが、十分ではない。
- c) ホーム全体は、生活の場としての安全性や快適さが欠けている。

### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの成長発達と権利擁護の視点から、生活の場である建物や設備のあり方をあらためて見直してみる必要があります。
- 本評価基準は、ホーム全体が生活の場として安全性や快適さを配慮したものになっているかどうか、ホームの工夫や取組について評価します。

### 評価の着眼点

- ☐ 子どもが小集団で快適に生活できる環境づくりに配慮している。
- ☐ トイレ、洗面所等は性別や年齢に応じて使いやすいよう配慮している。
- ☐ 必要に応じて、冷暖房設備を設置している。
- ☐ 子どもが私物を収納できるよう個々にロッカー、タンス等を整備している。
- ☐ 日常的な清掃や大掃除を行い、軽度な修繕を迅速に行っている。
- ☐ くつろげる空間を確保するよう努めている。
- ☐ 必要に応じて、入浴やシャワーが利用できるようにしている。

A－2－（４）－② 居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助している。

【判断基準】

- a) 居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう子どもの状況に応じて援助している。
- b) －
- c) 居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの自立にむけては、生活習慣の確立が必要であり、ホームにおいてはそのための援助・指導を行うことが求められます。
- 職員は、子ども一人ひとりのおかれた状況等を正しく理解して援助・指導することが求められます。
- 本評価基準は、子どもの状況に応じた生活習慣の確立に向けた援助・指導の取組について評価しますが、援助効果は評価の対象とはなりません。

評価の着眼点

- 居室の整理・整頓、掃除の習慣を身につけられるよう援助・指導している。

## 2－（５） 衛生管理、健康管理、安全管理

### A－2－（５）－① 身体を自己管理できるよう援助している。

#### 【判断基準】

- a) 身体を自己管理できるよう子どもの状況に応じ具体的に援助している。
- b) 身体を自己管理できるよう援助しているが、十分ではない。
- c) 身体を自己管理できるよう援助していない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 身体を自己管理（清潔、病気、安全など事故防止等）は、子どもの健全な発達の基本となります。
- 本評価基準は、子ども自らが身体を自己管理するためのホームの取組について評価します。
- 本評価基準では、病気だけではなく清潔や安全（事故防止）といったことを含んだ取組について評価します。

#### 評価の着眼点

- 職員は、子どもの健康状態や、睡眠や食事などの生活状況を把握している。
- うがいや手洗いの習慣を養うように援助・指導している。
- 寝具の日光消毒や衣類などを清潔に保つなど、健康管理ができるよう援助・指導している。
- 洗面、整髪、ひげそり、歯磨き、爪きり等身だしなみについて、自ら行えるよう援助・指導している。
- 危険物の取扱いや危険な物・場所・行為から身を守るための援助・指導している。
- ひげそり、カミソリ等感染のもととなる物は自分のものを使うよう援助・指導している。

A－2－（５）－② 一人ひとりの子どもの健康を管理するとともに、必要な場合には医療機関等を利用するなど適切に対応している。

**【判断基準】**

- a) 一人ひとりの子どもの心身の健康を管理するとともに、必要な場合には医療機関等を利用するなど適切に対応している。
- b) 一人ひとりの子どもの心身の健康を管理するとともに、必要な場合には医療機関等を利用するなど対応しているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもの心身の健康管理が行われていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

○本評価基準は、子どもの健康状態の把握等具体的な取組について評価します。

○子どもの心身に問題が現れた場合には、医療機関等との連携を含めて適切に対応することが必要です。

**評価の着眼点**

□子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握している。

□健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察している。

□職員間で医療や健康に関して話しあいや情報共有などを行い、知識を深める努力をしている。

□服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬を確かめている。

□受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう説明している。

□子どもの心身の健康に関する問題への対応のために、精神科を含む特定の医療機関と連携がとれるようにしている。

## 2－（6） 問題行動に対する対応

### A－2－（6）－① 子どもの問題行動に適切に対応し、その理由を子どもに分かるよう説明している。

#### 【判断基準】

- a) 子どもの問題行動（暴力、不適応行動等）に適切に対応し、その理由が子どもに分かるよう十分説明している。
- b) 子どもの問題行動（暴力、不適応行動等）に適切に対応し、その理由を子どもに分かるよう説明しているが、十分ではない。
- c) 子どもの問題行動（暴力、不適応行動等）に、適切に対応していない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが問題行動をとった場合には、問題行動の背景となる心理的な問題、家族関係、成育歴等を理解し、その問題行動の原因について十分な検討を行うことが大切です。
- また、問題行動のある子どもの特性等について、あらかじめ職員間で情報を共有し、連携して対応することや、必要に応じて児童相談所、司法機関、専門医療機関等とも情報交換を行うなど日常的な対応が求められます。
- ホームでの環境が子どもの問題行動を誘発させる場合もあることから、ホームが子どもにとって安心感を持てる場所になるよう配慮することも求められます。
- 本評価基準は、子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合の対応や日常的な取組について評価します。

#### 評価の着眼点

- ☐ 問題行動のある子どもについて、あらかじめ職員間で情報を共有し、連携して対応できるようにしている。
- ☐ 問題行動のある子どもの問題となる行動を観察・記録し、誘因や刺激、人的・物的環境との因果関係を分析している。
- ☐ 職員の研修等を行い、問題行動に対して適切な援助ができるようにしている。
- ☐ 問題行動に対して、子どもの心身を傷つけずに対応するための体制を整えている。
- ☐ 必要に応じ、児童相談所、司法機関、専門医療機関と協力し、対応している。
- ☐ 周囲の子どもの安全を図る配慮がなされている。

A-2-(6)-② ホーム内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないようホーム全体に徹底している。

【判断基準】

- a) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないようホーム全体に十分に徹底している。
- b) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底しているが、十分でない。
- c) 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- ホーム内で子ども間の暴力やいじめ、差別などが生じないよう、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方、人権に対する意識を子どもや職員を含めホーム全体で徹底することが必要です。
- また、子ども同士のいじめや暴力が発覚した場合の対応についても、職員間の連携や責任者の役割等あらかじめ体制を整えておくことが求められます。
- 本評価基準は、ホーム内における子ども間のいじめや暴力等の防止と、万が一発生した場合の対応策についてホームの取組を評価します。

評価の着眼点

- 職員は、日頃から他人に対する配慮の気持ちや接し方の模範を示している。
- 人権に対する子どもの意識を育むよう支援している。
- 問題の発生予防のために、ホーム内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方についても点検している。
- 課題がある子ども、入居間もない子どもの場合は観察を密にし、個別援助を行っている。
- 子ども間での暴力やいじめが発覚した場合については、管理者が中心になり、全職員が適切に対応できる体制となっている。
- 暴力やいじめに対する対応が困難と判断した場合には、児童相談所、司法機関等に協力を要請するようにしている。

## 2－（7） 自主性、自律性を尊重した日常生活

### A－2－（7）－① 子ども自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう援助している。

#### 【判断基準】

- a) 子ども自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう適切に援助している。
- b) 子ども自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるよう援助しているが、十分ではない。
- c) 子ども自身が自らの生活全般について考え、主体性をもって生活ができるように援助していない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- ホームは、子どもを権利の主体として位置付け、常に子ども自身が主体性をもって生活できるよう援助することが必要です。
- そのためには、子どもの自主性を尊重し、基本的な生活習慣を学ぶ機会を提供し、ホームの職員自身が豊かな人間性及び社会性を培うことが求められています。
- 本評価基準は、子どもの主体的な生き方全般に向けた援助の具体的な取組や、それらに対する職員の関わりについて評価します。

#### 評価の着眼点

- ☐ 子ども自身が自らの生活全般について、自主的・主体的な取組ができるよう援助している。
- ☐ 子どもの自己肯定感、自己表現力などが育つよう配慮している。
- ☐ 子ども一人ひとりが失敗する権利をも持っているということを認識しながら援助している。
- ☐ 目標実現に向かって発展していけるよう、子どもの主体性を尊重しつつ、過保護にならないよう援助している。

A－2－（7）－② 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している。

**【判断基準】**

- a) 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮している。
- b) －
- c) 休日等に子どもが自由に過ごせるよう配慮していない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

○本評価基準は、休日等に子どもが自由に過ごせるようホームが行っている配慮や工夫について評価します。

**評価の着眼点**

- ☐ 子どもの興味や趣味にあわせて、自発的活動ができるよう配慮している。
- ☐ 子ども（外国籍の子ども等）の生活文化を保障し、自由に活動ができるようにしている。
- ☐ 子どもが外部のサークル活動やレクリエーション等に参加することを望む場合、可能な限りそれに応えている。
- ☐ 子どもの趣味に応じて、外部の文化・スポーツ活動への参加や習いごとを認めている。

A-2-(7)-③ 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助している。

【判断基準】

- a) 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう子どもの状況に応じて、具体的に援助している。
- b) 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助しているが、十分ではない。
- c) 金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう援助していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもが社会化していくためには、さまざまな生活技術が習得されてなければならず、なかでも経済観念の確立はその基本となるものです。
- 経済観念の確立にむけては、子どもの状況に応じて生活費やこづかいの管理や使い方等を通じて具体的な体験をもとに習得させていくための援助が必要となります。
- 本評価基準は、子どもの金銭管理や使い方など経済観念の確立に向けたホームの取組について評価します。

評価の着眼点

- ☐ 金銭を自己管理できるよう援助している。
- ☐ 無駄づかいをやめ、節約したことによる効果が実感できるようなお金の使い方を勧めている。
- ☐ 経済観念や金銭感覚が身につくよう相談・援助・指導している。
- ☐ こづかいの使途については、子どもの自主性を尊重し、不必要に制約していない。
- ☐ 一定の生活費の範囲で生活することを学べるよう援助している。

## 2－（８） 社会生活支援（学習支援、進路指導等）

### A－2－（８）－① 進学を希望する子どもには、学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。

#### 【判断基準】

- a) 進学を希望する子どもには、学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。
- b) 進学を希望する子どもには、学習環境を整備しているが、学力に応じた学習支援は十分でない。
- c) 進学を希望する子どもに学習環境の整備や学力に応じた学習支援を行っていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 子どもの学習権を保障し、よりよい自己実現に向けて学習に対する子どもの意欲を十分に引き出すとともに、適切な学習機会を確保することが自立援助ホームにも求められます。
- 本評価基準は、ホームにおける学習環境の整備と学習支援について、具体的なホームの取組を評価します。

#### 評価の着眼点

- 静かに落ち着いて勉強できるように受験生のための環境づくりなどの配慮をしている。
- 年齢や理解力に応じて、自分で学習計画が立てられるなど、学習習慣が身につくように助言している。
- 学校教員と十分な連携をとり、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。

A－2－（８）－② 社会生活を通して、子どもが人格の尊さを学び、自分や他人の権利を尊重し、ともに生きることができるよう支援している。

【判断基準】

- a) 社会生活を通して、子どもが人格の尊さを学び、自分や他人の権利を尊重し、ともに生きることができるよう積極的に支援している。
- b) 社会生活を通して、子どもが人格の尊さを学び、自分や他人の権利を尊重し、ともに生きることができるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 子どもが人格の尊さを学び、自分や他人の権利を尊重し、ともに生きることができるよう支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、ホーム、職場、友人等の人間関係の中で、人格の尊さを学び、自分や他人の権利を尊重し、ともに生きることを支援しているかについて評価します。

評価の着眼点

- ☐ 子どもの勤務先と連絡を取りあいながら見守っている。
- ☐ 職場で起こったことによく耳を傾け、必要な時には助言している。
- ☐ 友人や、交際相手のことで相談があった場合は、親身になって相談にのる。
- ☐ 機会があれば差別問題や弱者に対する考え方などの会話をしている。

A－2－（８）－③ 性について正しい知識を身につけ、お互いの人格を尊重しあえるような異性関係が築けるよう支援している。

**【判断基準】**

- a) 性について正しい知識を身につけ、お互いの人格を尊重しあえるような異性関係が築けるよう積極的に支援している。
- b) 性について正しい知識を身につけ、お互いの人格を尊重しあえるような異性関係が築けるよう支援しているが、十分ではない。
- c) 性について正しい知識が身につくよう支援していない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 性教育は、自立と共生の力を育てることを基本的な考え方として、年齢、発達段階に応じて性についての正しい知識、関心が持てるよう援助していくことが求められます。
- そのためには、日頃から職員間でも性教育のあり方等について検討することが必要となります。
- また、実生活のうえでも年齢にふさわしい異性とのつきあいができるような配慮が必要となります。
- 本評価基準は、子どもの性に対する正しい理解と、お互いの人格を尊重しあえるような異性関係が築けることを促すための取組について評価します。

**評価の着眼点**

- ☐ 性に関する子どもの疑問や不安にこたえている。
- ☐ 年齢相応で健全な異性とのつきあいができるよう子どもたちに話している。
- ☐ 性教育のカリキュラムを用意し、正しい性知識を得る機会を設けている。
- ☐ 性教育について職員間で話し合っている。

## 2－（９） メンタルヘルス

### A－2－（９）－① 虐待を受けた子どもなど心理的なケアが必要な場合は、関係機関と連携している。

#### 【判断基準】

- a) 心理的なケアが必要な子どもには、関係機関と十分に連携している。
- b) 心理的なケアが必要な子どもには、関係機関と連携しているが、十分ではない。
- c) 心理的なケアが必要な子どもに、関係機関と連携していない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、虐待を受けた子どもなど、心理的なケアが必要な場合の関係機関との連携等の取組について評価します。

#### 評価の着眼点

- ☐ 心理的な支援を必要とする子どもについて、関係機関と連携した取組を行っている。
- ☐ 日常生活の中で、心理的な援助が行える体制ができている。
- ☐ 必要に応じて臨床心理の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。
- ☐ 心理的なケアが必要な子どもへの対応に関する研修等を受けている。

## 2－(10) 家族とのつながり

### A－2－(10)－① 児童相談所や関係諸機関と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制ができている。

#### 【判断基準】

- a) 児童相談所や関係諸機関と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制があり、機能している。
- b) 児童相談所や関係諸機関と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり家族からの相談に応じる体制があるが、十分ではない。
- c) 児童相談所や関係諸機関と連携し、相談に応じる体制ができていない。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

○本評価基準は、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを児童相談所や関係諸機関と連携し協力する取組について、具体的な関わり方等を通して評価します。

#### 評価の着眼点

- ☐ 家族との関係調整については、必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。
- ☐ ホームと家族が信頼関係を構築できるよう努めている。
- ☐ 親との面接などを通して家族に働きかけ、親子関係の継続や修復に努めている。
- ☐ 子どもに関する情報を家族に伝える場合には、子どもの意向を考慮して行っている。
- ☐ 面会、外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、家族からの不適切な関わりを発見に努めている。
- ☐ 子どもが家族との交流を望む場合、積極的に支援している。

A－2－（１０）－② 子どもにとって家族関係の調整が必要な場合は、状況を把握して、面会、外出、一時帰省などを行っている。

**【判断基準】**

- a) 子どもにとって家族関係の調整が必要な場合は、状況を把握して、面会、外出、一時帰省などを行っている。
- b) ー
- c) 子どもにとって家族関係の調整が必要な場合でも、状況の把握および面会、外出、一時帰省などを行っていない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 本評価基準は、子どもと家族の関係づくりのために必要な面会や外出、一時帰省等の機会の設定に関する具体的な取組について評価します。
- 家族との交流の少ない子どもに対する配慮や、面会や外出等を希望しない子どもへの対応等も含まれます。

**評価の着眼点**

- 面会、外出、一時帰宅については、状況を把握したうえで実施している。
- 子どもが家族との交流を希望しない場合は、その意思を尊重している。
- 虐待を受けた子どもなど配慮の必要な子どもには、職員間で検討し、ときには児童相談所とも十分に協議し、慎重に家族関係を調整している。

A-2-(10)-③ 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの危険性がある場合、関係諸機関との連携により、子どもの権利と安全が守られるよう取り組んでいる。

**【判断基準】**

- a) 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの危険性がある場合、関係諸機関との連携により、子どもの権利と安全が守られるよう取り組んでいる。
- b) 虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの危険性がある場合、関係諸機関との連携により、子どもの権利と安全が守られるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 保護者からの強引な引き取りの危険性がある場合でも、子どもの権利と安全が守られるよう取り組んでいない。

**評価基準の考え方と評価のポイント**

- 保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合は、あらかじめその際の対応について職員間で検討し、統一的な対応が図られるよう周知徹底しておくことが必要です。
- そのためにも、保護者との関係についてあらかじめ子ども本人の意思を確認しておくことが大切です。
- また、児童相談所や司法機関との連携や、緊急の事態に備えて地域の警察と日ごろから情報交することが求められます。
- 本評価基準は、保護者からの強引な引き取りがあった場合、ホームが子どもの利益を最大限保障し、子どもに安心感を与えるような支援のあり方や対応の取組について評価します。

**評価の着眼点**

- ☐ 強引な引き取りへの対応について、職員に周知徹底している。
- ☐ 親からの引き取りについて、児童相談所、家庭裁判所と連絡・調整し適宜対応している。
- ☐ 緊急時には協力を依頼できるよう、警察との連携を図っている。

## 2－（１１） 退居の決定・退居後のかわり

### A－2－（１１）－① 退居後の生活の計画が作成され、子どもと退居後の生活を話しあった上で退居を決定している。

#### 【判断基準】

- a) 退居後の生活の計画が作成され、子どもと退居後の生活を十分話しあった上で退居を決定している。
- b) 退居後の生活の計画が作成され、子どもと退居後の生活を話しあった上で退居を決定しているが、十分ではない。
- c) 子どもと退居後の生活について話しあわずに、退居を決定している。

#### 評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、リービング・ケア（ホームから退居する直前のケア）を評価の対象とし、その取組について評価します。そのためにも、退居後の生活の計画が作成される必要があります。
- 退居を決定する場合は、退居後の生活が自立的かつ積極的に臨めるよう、子どもの精神面での準備ができていることが前提であり、ホームと子どもとの間の十分な話しあいが必要となります。
- 退居の決定にあたり、必要に応じて、退居後も活用できる社会資源を明確に提示するなど、ホームによる退居後のフォローアップの体制を明らかにするとよいでしょう。
- また、次にあげるような場合の退去の決定は不適切とされます。
  - ・年齢が20歳に達したことをもって自動的に退居させること
  - ・自立のための貯金が貯まったことをもって自動的に退居させること

#### 評価の着眼点

- ☐ 子どもの自立への気持ちをもとに、退居にむけた取組を行っている。
- ☐ 退居後の生活について計画を作成している。
- ☐ 退居後の生活について子どもと十分に話しあっている。
- ☐ 退居後のフォローアップ体制が整えられ、子どもに提示している。

A-2-(11)-② 退居後の子どもに継続的に支援している。

【判断基準】

- a) 退居後の子どもに継続的な支援を適切に行っている。
- b) 退居後の子どもに継続的な支援を行っているが、十分ではない。
- c) 退居後の子どもに継続的に支援していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準は、アフターケア（退居した子どもに対する継続的な支援）の取組について評価します。
- 自立援助ホームでは、入居中だけでなく、退居後の子どもの継続的な支援を行うことが望ましいといえます。
- そのためにも、退居した子どもが、遊びに来たり、相談しに来たりできる関係性を入居時から築いておくことが必要となります。
- また、退居した子どもをいつでも迎え入れることができる態勢を作っておくことも大切です。

評価の着眼点

- 退居後の継続的な支援の一環として、ホーム側から電話を入れたり、訪問をするなどしている。
- 退居後の子どもの相談などに、適時適切に応じている。
- 退居後、いつでもホームを訪れることができることを説明し、そのための受入れ態勢をホームや職員が作っている。
- 子どもがホームとの関係を断ち切らない限り、ホーム側から子どもとの関係を断ち切ることはないようにしている。